

「周知の埋蔵文化財包蔵地」が 一部変更になりました！

松山地区における「周知の埋蔵文化財包蔵地」のうち、「127来住廃寺跡」について、その周辺で実施してきた重要遺跡確認調査や開発行為に伴う事前の試掘調査を踏まえ、愛媛県教育委員会とその取扱いについて協議した結果、これまで考えられていた遺跡の種類や、遺跡が存在する可能性の高い範囲について見直すことになりました。

これに関し市民の皆様へ周知を図るため、文化財保護法に定める届出について猶予期間を設けるとともに、申請の窓口及び松山市の広報・ホームページ等を通じて広くお知らせいたします。

なお、猶予期間は平成22年9月30日までとします。従って、追加された包蔵地範囲において10月1日以降に土木工事等の着工を予定している場合は、必ず事前に届出を行ってください。

また猶予期間内であっても、地下に埋蔵されている遺跡等を保護するため、事前の試掘確認と届出についてご協力をお願いします。

◆変更になった周知の埋蔵文化財包蔵地

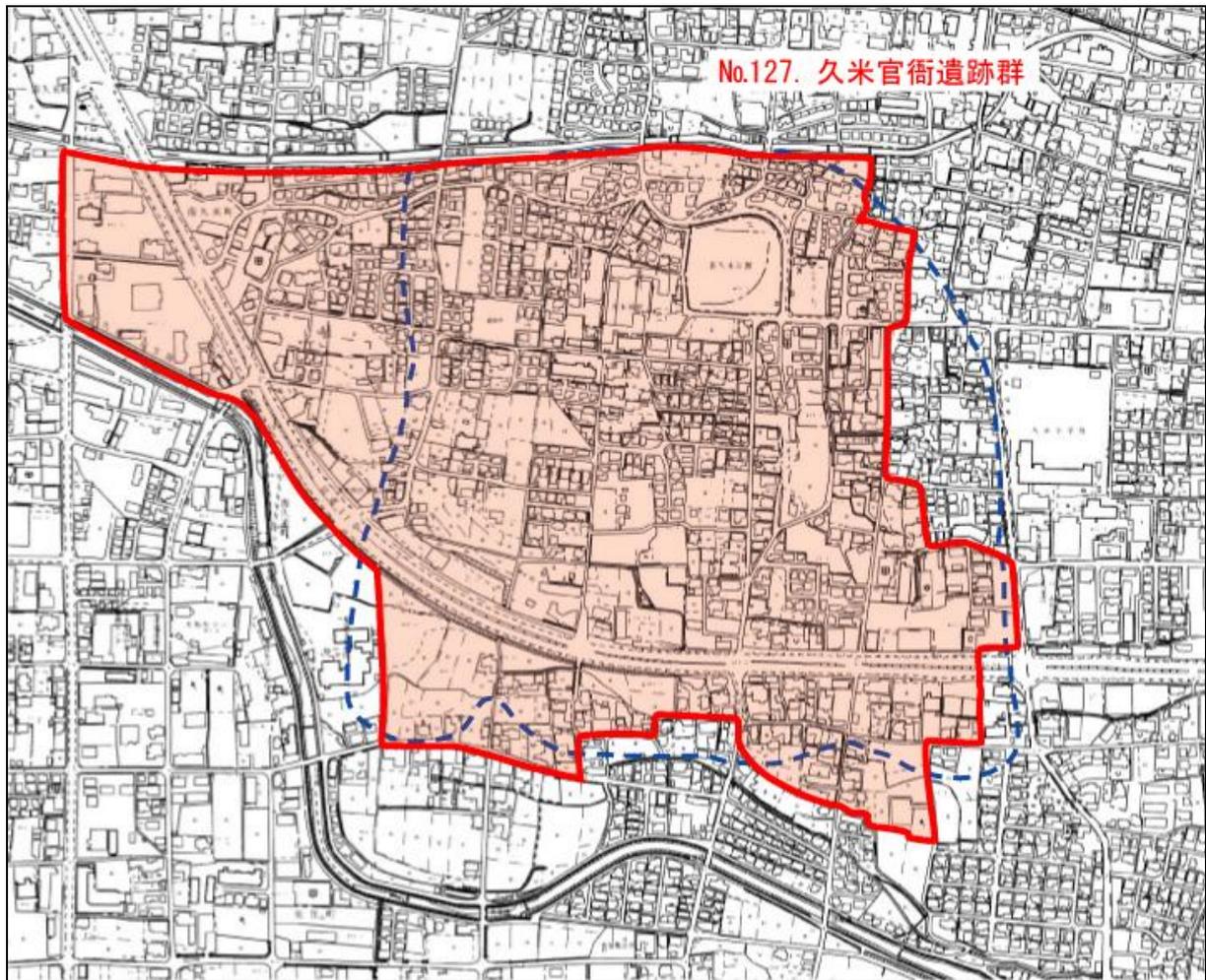
- ・包蔵地番号 127
- ・変更後の名称 久米官衙遺跡群
(旧名称『来住廃寺跡』)
- ・変更後の種類 集落跡・社寺跡・官衙跡
- ・変更後の範囲 裏面のとおり
- ・決 定 日 平成22年3月31日

☆お問合せ先☆

・松山市教育委員会 文化財課（埋蔵文化財担当） (Tel089-948-6605)

※周知の埋蔵文化財包蔵地外であっても、工事中に遺跡などを不時発見した際は、現状を変更することなく速やかに松山市教育委員会までご連絡下さい。

「No.127 久米官衙遺跡群」包蔵地範囲



- — — 変更前の包蔵地範囲（点線）
- 変更後の包蔵地範囲（実線）

○文化財保護法（抜粋）

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。